

第3章 共通施工

第1節 総則

1. 本章は、森林土木工事において共通的に使用する土工、無筋・鉄筋コンクリートその他の工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、**第1章総則** 及び **第2章材料** の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第2章 第2節適用すべき諸基準、第1編 第3章 第2節適用すべき諸基準、第3編 第2章 第2節適用すべき諸基準**（土木構造物設計マニュアルに係わる基準類は除く。）の規定によるほか、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔総則・山地治山編〕
- (2) 日本治山治水協会 治山技術基準解説〔地すべり防止編〕
- (3) 林道必携 技術編 日本林道協会
- (4) 日本治山治水林道協会・日本林道協会 森林土木木製構造物施工マニュアル
(森林土木木製構造物設計等指針・解説等)

第3節 土工

3-3-1 適用

土工の施工については、本節に定めるもののほか、特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第2章土工** の規定に準ずるものとする。この場合において、岡山県土木工事共通仕様書の規定中「砂防」とあるのは「治山」と読み替えて適用し、林道土工については、道路土工の規定を準用する。

3-3-2 一般事項

地山の土及び岩の分類は、次表によるものとする。

土 質		分 類
砂・砂質土		砂、砂質土、普通土、砂質ローム
粘性土		粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、火山灰質粘性土、有機質土、粘土質ローム
礫質土		礫まじり土、砂利まじり土、礫
岩塊・玉石		岩塊・玉石まじり土、破碎岩
軟岩(I)	A	○第三紀の岩石で固結程度が弱いもの、風化がはなはだしく、きわめてもろいもの ○指先で離しうる程度のもので、亀裂間の間隔は1～5cmぐらいのもの
	B	○第三紀の岩石で固結程度が良好なもの、風化が相当進み、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割り得るもの、離れ易いもの。亀裂間の間隔は5～10cm程度のもの
軟岩(II)		○凝灰質で固結しているもの、風化は目にそって相当進んでいるもの、亀裂間の間隔は10～30cm程度で軽い打撃により離し得る程度、異質の岩が硬い互層をなしているもので、層面を楽に離し得るもの
中硬岩		○石灰岩、多孔質安山岩のように特にち密でないが、相当の硬さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの、硬い岩石で間隔が30～50cm程度の亀裂を有するもの
硬岩(I)		○花崗岩は、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの
硬岩(II)		○けい岩、角岩などの石英質に富んだ岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの

(備考) 礫まじり土・玉石まじり土は、礫、玉石の混合率がおおむね30%以上のもの

3-3-3 掘削工

1. 受注者は、岩石の爆破、破碎等による飛散及び切土、運搬等における逸散はできるだけ減少させるようにし、必要に応じて防護柵等を設けなければならない。
2. 受注者は、工事の施工に当たり、流水の汚濁等により下流に影響を及ぼさないよう十分注意しなければならない。
3. 受注者は、切取りり面については、設計図書に明示された所定の勾配でなじみよく仕上げなければならない。
4. 受注者は、のり面については、切り過ぎないように十分注意しなければならない。

3-3-4 伐開・除根等

1. 受注者は、伐開に当たり、設計図書に示された伐開区域内にある立木を根元から切り取り、笹、雑草、倒木その他工事の支障となる物件を取り除き、伐開区域内から除去しなければならない。ただし、盛土又は残土処理場ののり面箇所付近の生立木で、盛土の安定又は立木の生育に支障を生ずるおそれのない場合は、監督員の承諾を得てのり面付近で伐除することができるものとする。
2. 受注者は、伐開の範囲は、設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督員の確認を受けなければならないが、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の法頭、盛土の法尻、構造物等の外側1m程度を標準とする。
3. 受注者は、立木の伐除について特に指定された場合は所定の規格に切断し、土砂等を

かけないように伐開区域外の所定の位置に運搬集積しなければならない。

4. 受注者は、伐開区域外にあっても交通又は路体保護上支障となる立木及び枝条は、監督員の指示によって伐除しなければならない。
5. 舗装を前提としない場合の林道における伐開・除根作業は、次表を標準として施工しなければならない

区 分 (舗装を前提としない林道)	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木
盛土高50cmを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取り・除去	同左
盛土高50cm以下の場合	根からすきとる	除去	抜根・除去	同左

(注) 1 盛土高とは、路面幅員内からの高さをいう。

2 舗装を前提とする場合は、「盛土高50cm」を「盛土高1m」と読み替える。

6. 受注者は、治山工事の伐開に当たっては、樹木を根元から切り取り、笹、雑草、除根その他の工事の支障となる物件を除去しなければならない。
7. 受注者は、用地の外側から立木の根、枝等が用地内に広がり、工事の支障となる場合は、監督員の指示を受け処置するものとする。
8. 受注者は、伐開・除根作業における伐開発生物の処理方法については、**本編 2-5-2 根株・末木枝条**によらなければならない。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議するものとする。
9. 受注者は、原則として伐開・除根作業の終了後でなければ次の作業に着手してはならない。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。

3-3-5 盛土工

1. 受注者は、盛土施工地盤については、施工前に草木、切株、竹根等を除去しなければならない。
2. 受注者は、軟弱地盤がある場合、又は予期しない不良土が出現した場合は、監督員と協議し、所要の処置を講じなければならない。
3. 盛土材料は、指定されたものを使用しなければならない。なお、特に指定されない場合は、工事の目的に適したものでなければならない。
4. 受注者は、草木根等の混入した土、腐食物を含む土等は、原則として使用してはならない。
5. 受注者は、盛土敷内を清掃後、設計図書に従い、各測点ごとに丁張を設けなければならない。また、丁張を設ける場合には、所要の余盛高を考慮しなければならない。
6. 受注者は、盛土に先立ち、盛土地盤の表面をかき起して、なじみよくしなければならない。

3-3-6 残土処理工

1. 受注者は、床掘、切取等で生じた残土は、設計図書で指定された場所等に災害防止、環境保全等を考慮して整理、堆積しなければならない。指定場所以外に処理する場合は、監督員の指示を求めなければならない。
2. 残土処理場の基礎地盤及びのり面は、原則として盛土に準じ、残土の崩壊、流出等の

おそれがあるときは監督員の指示を求めなければならない。

3. 路肩に接する残土処理場の天端面は、別に指定されない限り5%程度の横断勾配を設け、原則として路肩と同高又は10cm程度の段差を設けるものとする。

3-3-7 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工（床掘り・埋戻し）については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）](#)の規定によるものとする。

第4節 無筋・鉄筋コンクリート

3-4-1 適用

無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章無筋・鉄筋コンクリート](#)の規定によるものとする。

3-4-2 マスコンクリート

1. 受注者は、マスコンクリートの施工に当たっては、ひび割れを生じないようにするため打込み後の温度上昇がなるべく少なくなるように、施工しなければならない。
2. マスコンクリートとして取り扱うべき構造物の部材寸法は、おおむね広がりのあるスラブでは、厚さ80～100cmとし、下端が拘束された壁では、厚さ50cm以上とする。
3. 1リフトの高さは、0.75m以上2.0m以下を標準とし、適切な打ち込み間隔を保たなければならない。

3-4-3 モルタル

1. セメント、水及び細骨材の品質規格は、[本編 第2章材料](#)の規定によるものとする。
2. 受注者は、モルタルの配合に当たっては、設計図書によるものとするが、所要の強度、耐久性、水密性及び作業に適するワーカビリティを持つ範囲内で単位水量をできるだけ少なくするようにしなければならない。
3. 材料の貯蔵・配合・計量・練混ぜについては、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 第5節現場練りコンクリート](#)の規定に準ずるものとする。

第5節 基礎工

3-5-1 適用

基礎工として土台基礎工、基礎工（護岸）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工その他これらに類する工種については、本節に定めるもののほか特に定めのない事項は、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第4節基礎工](#)の規定によるものとする。

3-5-2 基礎地盤

1. 受注者は、基礎地盤に敷礫等を用いる場合は、ランマなどを用いて、基礎地盤中に食

い込ませなければならない。

2. 受注者は、暗きょの地山基礎については、管の底面を周長の1/4以上管形に合わせて仕上げなければならない。
3. 受注者は、基礎地盤が岩盤からなる場合は、岩肌をよく清掃して均質に施工しなければならない。

3-5-3 切込砂利及び栗石基工

1. 受注者は、切込砂利基礎は、敷均し後、タンパー等をもって十分締め固め、不陸のないよう所定の厚さに仕上げなければならない。
2. 受注者は、栗石基礎工は、切込砂利等の目潰しを加え、十分締め固めながら所定の厚さに仕上げなければならない。

3-5-4 フーチング基礎工

1. 受注者は、暗きょのコンクリート基礎については、管底までコンクリートを打設したのち暗きょを据付け、その両側には指定寸法の抱きコンクリートを打設しなければならない。
2. 受注者は、斜面基礎又は部分基礎の背面については、余幅を取らないで基礎工の断面形状どおりに床掘りしなければならない。

3-5-5 置換基礎工

1. 受注者は、暗きょの砂基礎については、砂など材料を敷ならした上に暗きょを据付け、さらに管底及び周辺には、指定寸法になるよう材料を充填して締め固めなければならない。
2. 受注者は、栗石などの石材を用いる置換基礎工については、置換材料に目つぶし材を加え、所定の許容支持力が確保されるよう十分に締め固めなければならない。

3-5-6 胴木基礎工

1. 受注者は、胴木基礎については、床掘り面を正しく切りならし、十分締め固めた後所定の位置に据付け、空隙には、栗石類をてん充しなければならない。
2. 受注者は、土台木を継ぎ足す場合、その端の長さ20cm以上を相欠きして、移動しないようボルト、木栓等で完全に緊結させ、1本の土台木として作用するようにしなければならない。
3. 受注者は、止め杭一本土台は、止め杭と土台木をボルト等で十分締付けなければならない。
4. 受注者は、片はしご土台の継手は、1本土台の場合と同様に必ず栈木の上にも設けられるように施工しなければならない。
5. 受注者は、はしご土台の継手は、栈木の上にも設けるようにし、前後の土台の継手は同一箇所にあってはならない。
6. 受注者は、土台木に使用する木材は、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。

3-5-7 木 杭

1. 受注者は、木杭については、特に指定のない限り樹皮をはいだ生丸太を使用し、曲がり及び損傷等の欠陥のない材料を使用しなければならない。
2. 受注者は、杭の先端部については、角すい形又は円すい形に削るものとし、その高さは径の1.5倍程度を標準とし、角は適当に面取りをしなければならない。
3. 受注者は、鉄くつを設ける場合は、鉄くつの内面を、杭のすい形に密着させなければならない。
4. 受注者は、杭頭については、杭中心線に直角に切り、適当な面取りを行い、正しく円形に仕上げなければならない。また、打込み中破砕のおそれのあるときは、鉄筋鉢巻、鉄輪又は鉄帽を使用しなければならない。
5. 受注者は、杭の継手については、突合せ継手とし、杭の中心線に対し直角に切り、継手を密着させ、木製又は鉄製の添板をボルトで締め付けるか、又は杭の外周に密着する鉄製パイプを用いて接合し、打込み中の打撃等により偏心又は屈曲のないようにしなければならない。
6. 受注者は、杭を設計図書に基づき、正しい位置に打ち込み、また、打込み中の打撃等により偏心又は屈曲のないようにしなければならない。
7. 受注者は、打込みに際し、杭が入らない場合、又は所定の杭長を打ち込んでも、所要の支持力に達しないときは、監督員の指示を受けなければならない。
8. 受注者は、杭打ち終了後は、杭頭を水平かつ所定の高さに切り揃えなければならない。

第6節 石・ブロック積（張）工

3-6-1 適 用

石・ブロック積（張）工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第5節石・ブロック積（張）工](#)の規定によるものとする。

3-6-2 石積（張）工

1. 受注者は、石積（張）工の基礎の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
 - (1) 石積基礎は、石積ののり面に直角に、尻下がりに切りならすものとする。
 - (2) 梯子土台木を使用するときは、尻を30cm以上上げて床づくりをするものとする。
 - (3) 土台木の継手に凹凸が生じるような場合は、根石がすわりよいように削るものとする。
 - (4) 土台前面に留杭を用いるときは、土台木上面から3cm程度高くし、土台木に接触させて打ち込むものとする。
 - (5) 一本土台木及び梯子土台木は、土台木を伏せ、控え木を十分連結し、その間に玉石、礫を詰め、目潰砂利を入れて十分突き固めるものとする。
2. 受注者は、積（張）石の施工に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 石の積み上げ順序は、最凹所より開始し、ほぼ同高を保ちながら積み上げるものとし、隅角又は巻き込みがある場合は、その部分から積み上げるものとする。天端石は、根石と同様大きな石を使用するものとする。

- (2) 積石は、すわりをみてそれぞれ選定して玄能で空打ちしながら合端をすり合わせるとともに、隣接石に密着させ、かつ、面を正しく丁張に合わせ、控えはのり面に直角にすえ、飼石を堅固にかませるものとする。
- (3) 積石は、合端を密着させ、それぞれの下方の石に平等に掛けるようにし、特に野面石においては、下方2個の石に均等に支えられ、両側の石に追掛け、寄掛けとならないようにするものとする。
- (4) 空積（張）工は、胴飼い及び尻飼い一段で積石を固定し、裏込めを充填し、その空隙は目つぶし砂利又は碎石をもって十分堅固にするものとする。
- (5) 石組みは、欠点の生じる異法な組合せを避けるものとする。
- (6) 野面石は、のり面から控長の1/3以内において合端をつくるものとし、必要に応じて玄能ですわりを直して合端を密着させるものとする。
- (7) 雑石は、長径を控えの方向に使用するものとする。

3. 受注者は、練石積の施工に当たっては、前項によるほか、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 積石及び裏込礫が乾燥している場合は、コンクリート充填前に散水して湿潤を保たせるものとする。
- (2) コンクリート工については、**本章 第4節無筋・鉄筋コンクリート**の規定によるものとする。
- (3) 合端及び胴込めコンクリートは、積石間に空隙を生じないように突棒等を用いて入念に突き固めるものとする。
- (4) 充填したコンクリートは、速やかに養生用シート等で覆い、散水して常に湿潤に保たせるものとする。
- (5) 練石積（張）には、設計図書で定める場合を除き、原則として10～15mごとに1箇所程度伸縮継目を設けるものとする。また、排水孔は、塩化ビニール管等とし適宜の勾配をつけて石積を貫通し、前面側は石積面より3cm程度、背面側は胴込めコンクリートから出し、かつその周囲には通水をよくするため礫等を充填するものとする。
- (6) 練石積の1日の積み上り高さは、1.5m程度とする。

4. 受注者は、張石の下部には、所定の厚さに栗石を敷均し、十分に突固めを行わなければならない。また、張石は凹凸なく張りつめ、移動しないよう栗石を充填しなければならない。

3-6-3 コンクリートブロック積（張）工

- 1. 受注者は、基礎コンクリートを施工する場合は、適度な長さを一工程として十分養生するものとする。なお、ブロックに接する面は、ブロック積のり面に対して所定の角度を持つような平面に入念に仕上げなければならない。
- 2. 受注者は、ブロック積みに当たっては、各ブロックの合端を密着させ、かつ面を丁張に合わせなければならない。特に一段目のブロックは、基礎又は基礎コンクリートの上面に均しモルタルを施工し、据え付けなければならない。
- 3. 受注者は、ブロックの運搬及び取扱いに当たっては、衝撃等によって損傷しないよう十分注意し、損傷したブロックは使用してはならない。

4. 受注者は、充填したコンクリートは、速やかに養生用シート等で覆い、散水して常に湿潤に保たなければならない。

第7節 鉄線かご工

3-7-1 適用

鉄線かご工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-14-7 かご工](#)の規定によるものとする。

3-7-2 一般事項

1. 受注者は、鉄線かご工の施工に当たっては、必要に応じて丁張を施し、基礎地盤は波を打たないよう平たんに仕上げなければならない。
2. 受注者は、盛土若しくは埋立て箇所又は地盤軟弱箇所に設置する場合は、特に施工後沈下することのないよう必要に応じて監督員と協議し、敷砂利等で床拵えの後、施工しなければならない。
3. 受注者は、胴網とふた輪等を緊結する場合は、胴網線の両端にそれぞれ網目以上の余長を取り、これをふた輪に2回以上巻きつけ、その末端は胴網線と2回以上ひねるものとする。
4. 受注者は、水中施工等特殊な施工については、施行方法を施工計画書に記載しなければならない。

第8節 簡易鋼製土留壁工

3-8-1 一般事項

1. 受注者は、主構ポスト頂部間を結合する笠木の取付けに当たっては、亜鉛メッキ普通ボルトを使用し、丁寧に締付けなければならない。
2. 受注者は、据付けに当たっては、1段ごとに壁材を組立て、中詰め、裏込め及び埋戻しを行いながら順次各段ごとに立ち上げなければならない。
3. 受注者は、中詰め、裏込め及び埋戻しに当たっては、特に材料を指定された場合のほかはできるだけ良質の材料を用いるものとし、特に壁材の周辺部、隅角部は、壁面に凹凸等を生じないように均等に仕上げなければならない。

第9節 矢板工

3-9-1 適用

矢板工の施工については、本節に定めるもののほか、特に定めのない事項については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-3-4 矢板工](#)の規定によるものとする。

3-9-2 一般事項

1. 落錘による打込みの場合の錘重は、矢板の重量以上又は矢板の長さ1m当たりの重量の10倍程度としなければならない。
2. 受注者は、杭の打ち止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等は、施工計画書に記載し、施工に当

り施工記録を整備・保管しなければならない。また、監督員の請求があった場合は、停滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

3-9-3 鋼矢板工

1. 受注者は、鋼矢板の仮置きは、平坦な地面上に台木等を並べ、その上に積み重ねるものとする。この場合5枚以上重ねてはならない。
2. 受注者は、長さ10m以上の矢板を水平に吊り上げて運搬する場合は、2点吊りとしなければならない。
3. 受注者は、矢板打込み方向の傾斜が、矢板の上下で1枚の幅以上の差が生じた場合は、異形矢板を用いて修正しなければならない。
4. 受注者は、異形矢板を加工製作する場合は、加工図を提出し監督員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、鋼矢板の打込みに当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 矢板の頭部には、キャップを使用しなければならない。
 - (2) 矢板は、1回に10～20枚程度を順次建込み、次いで両端の矢板をその打込み深さの約1/2程度打込み、さらに中間の矢板を段階的に反復して打進めなければならない。
 - (3) 異形矢板は、一度にその全長を打込まなければならない。
6. 受注者は、塗装を行う場合は次の各号によらなければならない。
 - (1) 素地調整は鋼橋塗装の第1種ケレンとする。
 - (2) 下塗り、中塗り、上塗りは、鋼橋塗装に準じて行わなければならない。
 - (3) 塗装完了後、浸水までの養生期間については、十分考慮するものとする。

3-9-4 コンクリート矢板工

1. コンクリート矢板の施工方法は、**本編 3-9-3 鋼矢板工**の規定に準ずるものとする。
2. 受注者は、矢板の打込みに際しては、キャップ及びクッション材を使用しなければならない。

3-9-5 木矢板工

1. 受注者は、矢板の接合面を設計図書に示すように加工し、所要の規格に仕上げなければならない。
2. 受注者は、矢板の先端部を剣先に仕上げなければならない。
3. 受注者は、矢板の頭部を水平に切り、面取り仕上げをしなければならない。
4. 受注者は、木矢板の打込みについて、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 打込みに当たって、キャップ等を使用し、頭部の損傷を防止しなければならない。
 - (2) 打込みに当り親柱のある場合は、まず親柱を打ち、中間矢板を建て込み、必要に応じ、腹起し、胴木、緊張器等を取付け、溝を外側にして階段上に順次反復して打ち込まなければならない。

第10節 管きょ工

3-10-1 一般事項

1. 受注者は、管きょ工の施工に当たっては、前後の構造物となじみよく取り付くようにしなければならない。
2. 受注者は、管きょの基礎工の施工に当たっては、不等沈下を生じないように入念に施工しなければならない。
3. 受注者は、埋戻し及び盛土に当たっては、管きょ等を損傷しないように留意し、衝撃又は編圧のかからないよう、良質土で左右均等に層状に十分締め固めなければならない。
4. 受注者は、盛土箇所、軟弱地盤箇所等沈下のおそれのある場合及び土被りが薄い場合は、監督員と協議し適切な処置を講じなければならない。

3-10-2 管の布設

1. 受注者は、ソケット付きの管を使用するときは、呑口方向にソケットを向けなければならない。
2. 受注者は、管の布設に当たっては、その基礎工の上に通りよく丁寧に据え付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲は、コンクリート又は固練りモルタルを十分詰め込み、空隙あるいは漏水が起らないよう施工しなければならない。
3. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、十分注意して施工し、切断のため使用部分に損傷を生じた場合は取り換えなければならない。
4. コルゲートパイプの施工に当たっては、次の各号によるものとする。
 - (1) 受注者は、コルゲートパイプ布設の基床及び土被りを、設計図書に基づき所定の寸法に仕上げなければならない。また、基床は、砂質土又は砂を原則とし、軟弱地盤の場合は、不等沈下等が起きないように十分注意しなければならない。
 - (2) 受注者は、コルゲートパイプの組立に当たっては、所定寸法、組立て順序に従ってボルトを内面から固く締め付けるものとする。また、埋戻しの後もボルトを点検し、緩んだものがあれば締め直しをしなければならない。
 - (3) 受注者は、コルゲートパイプの直径が1 mを超える場合には、盛土又は埋戻しの際に、局部変形を生じないように仮支柱を施工する等の処置を講じなければならない。
 - (4) 受注者は、コルゲートパイプの裏込め土を十分締固めなければならない。特にパイプと基床とが接する管底細部は、突き棒などを用いて入念に締固めなければならない。
 - (5) その他のたわみ性暗きょについては、前各項に準じて施工するものとする。
 - (6) 受注者は、盛土中央部が盛土端部に比べて圧密沈下が大きくなる箇所は、盛土中央部を上げ越して床拵えしなければならない。
 - (7) 受注者は、集水工及び流末工を設けない場合の呑口・吐口は、地山又は巻き込みとなじみよく取付け、洗掘等を生じないようにしなければならない。

第11節 水路工

3-11-1 一般事項

水路工における一般事項については、**本編 3-10-1一般事項**の規定に準ずるものとする。

3-11-2 鋼製及びコンクリート二次製品水路工

1. 受注者は、鋼製及びコンクリート二次製品水路工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。
2. 受注者は、勾配が急な水路では、施工中自重で滑動する場合があるので、路床等に固定するなどの処置を講じなければならない。
3. 受注者は、盛土箇所、軟弱地盤箇所等沈下のおそれのある場合は、不等沈下のため水路の縦断形状に不整を生じないように入念に施工しなければならない。
4. コルゲートフリームの施工に当たっては、次の各号によるものとする。
 - (1) 受注者は、コルゲートフリームの継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、コルゲートフリームの布設にあたって、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工前に施工方法について監督員と協議しなければならない。
 - (3) 受注者は、コルゲートフリームの組立に当たって、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリーム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
 - (4) 受注者は、コルゲートフリームの布設に当たり、上げ越しを行う必要が生じた場合には、布設に先立ち、施工方法について監督員と協議しなければならない。

3-11-3 集水ます工

1. 受注者は、集水枳工の基礎について、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、集水枳工と溝きよ等との接続部について、漏水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、路面との高さ調整が必要な場合は、監督員の承諾を得なければならない。

第12節 枳工

3-12-1 鉄筋コンクリート方格枳、片法枳工等

1. 受注者は、鉄筋コンクリート枳材の取扱いに当たっては、衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。
2. 詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については、第1編共通編 第2章材料 第2節土木工事材料（石材）によるものとする。
3. 受注者は、詰石に当たっては、外まわりに大きい石を選び、枳の隅から逐次丁寧に詰め込むとともに、空隙が少なくなるよう大小取り混ぜなければならない。
4. 受注者は、鉄筋コンクリート枳を組立て、点検した後でなければ詰石をしてはならない。

3-12-2 鋼製枳工

1. 受注者は、鋼製枠工の基礎を設計図書に基づき、所定の深さ及び形状で施工しなければならない。
2. 受注者は、ボルトとナットの頭の向きを使用箇所それぞれ同じ方向にしなければならない。また、ナットが外れてもボルトが抜けることがないように取り付けなければならない。
3. 受注者は、すべてのボルトの点検を行った後、石詰めを行うが、中詰石は空隙が少なくなるように確実に詰めなければならない。なお、スクリーン部分については、スクリーン間隙より大きな中詰石を詰め、中詰石がはみ出さないようにしなければならない。
4. 受注者は、最上部水平フレームの下端まで石詰めを行った後、順次蓋スクリーンを取り付けながら天端まで石詰めを行わなければならない。
5. 受注者は、石詰めを行う際に、スクリーン及び主構フレームに衝撃を与えないようにしなければならない。
6. 中詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については、**第1編 第2章 第2節 土木工事材料（石材）**によるものとする。
7. 受注者は、石詰完了後、塗装面のキズ等を補修しなければならない。

第13節 鋼製柵工

3-13-1 鋼製柵工

1. 受注者は、支柱の箱抜きに当たっては、基礎コンクリート打設の際、設計図書に従って、基準線を確定し、支柱の据付けが円滑に進められるようにしなければならない。なお、岩盤に直接建て込む場合には、型枠を使用せずコンクリートを充填し支柱と基礎地盤との密着を図らなければならない。
2. 組立ては、メイン部材から仮組立てし、一通り仮組立てが終了した段階で各部寸法をチェックし、メイン部材から順次ボルト類の本締めを行うものとする。
3. 受注者は、ボルト類の本締めが完了してから、箱抜き部にコンクリートを充填するものとし、そのコンクリートは、基礎コンクリートと同配合のコンクリートを用い、基礎コンクリート面と新たに充填したコンクリートが完全に密着するよう十分突き固め、所定の期間養生しなければならない。
4. 受注者は、鋼材の組立てが完了後、塗装面のキズ等を補修しなければならない。

第14節 柵工

3-14-1 一般事項

1. 受注者は、杭は、特に指示のない限り、床拵え面、山腹斜面とも垂直に打ち込まなければならない。
2. 受注者は、杭の打ち込み深さはできるだけ杭長の2/3以上とし、少なくとも1/2以上としなければならない。なお、土質等により設計図書に示された打ち込み深さの確保が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、杭の天端を等高線状に水平となるよう仕上げなければならない。

3-14-2 編柵工

1. 受注者は、編柵工の施工については、帯梢を間隙のないように編み上げ、埋め土して活着容易なヤナギ、ウツギ等を挿木し、萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。
2. 受注者は、編柵工の上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施工しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。
3. 受注者は、帯梢以外の柵材の場合、柵材を杭背面間に張り渡して杭に固定し、柵材の継ぎ合わせは、特に指定されない限りその両端を杭に寄せ掛け、突き合せ又は重ね継手などの方法で施工しなければならない。
4. 受注者は、背面に裏込め材料を用いる場合、所定の断面に締め固めなければならない。

3-14-3 木柵及び丸太柵工

1. 受注者は、木柵及び丸太柵工の施工については、背板又は丸太は、末口、元口を適切に組み合わせて間隙のないように並べ、特に指定されない限り埋め土し、踏み固めて仕上げなければならない。
2. 受注者は、背板又は丸太は抜けないように釘又は鉄線で杭に固定しなければならない。

3-14-4 鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工

受注者は、鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工は、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて施工しなければならない。

第15節 土のう積工

3-15-1 一般事項

1. 受注者は、土のうについては、耐食性及び耐候性を有するものを使用しなければならない。
2. 受注者は、土のうに入れる土砂については、草木、根株その他腐食物、角の立った石礫等を除いたものを使用しなければならない。
3. 受注者は、小杭を必要とするときは、土のうの中心を貫通して打ち込まなければならない。
4. 受注者は、土のうの積上げについては、特に示さない限り、小口を正面にし、背面に土又は栗石等を盛立てて十分突き固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。
5. 受注者は、植生土のうを使用する場合には、種子の付いている面が表に出るように積み上げなければならない。

第16節 植生工

3-16-1 適用

植生工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-14-2 植生工](#)の規定によるものとする。

3-16-2 一般事項

1. 植生工の施工に当たっての一般事項は、**本編 3-16-2 一般事項 第1項～第4項**の規定に準ずるものとする。
2. 受注者は、補強用金網を設置する場合、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、のり面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね巾は、10 cm以上かさねなければならない。
3. 受注者は、ガン方式による種子吹付の場合、使用するチャンバーの耐圧力は、種子吹付に適したものを選定しなければならない。
4. 受注者は、ポンプ方式による種子吹付の場合、使用するポンプの全揚程は、種子吹付に適したものを選定しなければならない。

3-16-3 植生ネット工及び植生マット工

1. 受注者は、植生マット工の施工に当たっては、あらかじめ凹凸のないのり面に仕上げたのちマット類を張付け、その上から衣土を散布して種子面とのり面が密着するよう施工しなければならない。なお、特に指定されない場合のマット類は、脱落を防止するため目串、押え縄等で固定するものとする。
2. 受注者は、マット類にむしろを使用するむしろ張工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。
 - (1) 張付けは、縄などを押えるように目串類で固定しなければならない。
 - (2) のり面には、わらを水平方向に張付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止しなければならない。
 - (3) 種子及び肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。
なお、ネット類を併用する場合は、ネット類をマット類の表面に張付け、マット類と同様の方法で施工しなければならない。

第17節 モルタル・コンクリート吹付工

3-17-1 適用

モルタル・コンクリート吹付工の施工については、本節に定めるもののほか、**岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-14-3 吹付工**の規定によるものとする。

3-17-2 一般事項

1. 受注者は、のり肩をラウンディング（丸みづけ）仕上げとしなければならない。
2. 受注者は、強風及び豪雨のとき、又は吹付け直後にその恐れがあるときに吹付けを行ってはならない。
3. 受注者は、吹付け基材固定のためのネット、ラス、金網等は、移動しないよう主アンカーピン及びアンカーピンで堅固に斜面に固定しなければならない。なお、土質、勾配及び積雪等の諸条件により浮き上がりのおそれのある場合には、監督員と協議し、アンカー長の検討等適切な処置を講じなければならない。
4. 受注者は、表面及び角の部分は、吹付速度を遅くして吹付けなければならない。こて等で表面仕上げを行う場合は、吹付けた面とモルタル等との付着を良くするようにしなければならない。

5. 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、1層の吹付けから30～60分たって行うなど、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

第18節 のり枠工

3-18-1 適用

のり枠工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-14-4 法枠工](#)の規定によるものとする。

3-18-2 一般事項

1. のり枠工の施工に当たって、植生基材等を吹き付ける場合は、[本章 第16節 植生工](#)の規定によるものとする。
2. のり枠工の施工に当たって、コンクリート又はモルタルを吹き付ける場合は、[本章 第17節 モルタル・コンクリート吹付工](#)の規定によるものとする。
3. のり枠工の施工に当たって、アンカー工と併用する場合は、[本章 第19節 アンカー工](#)の規定によるものとする。

3-18-3 軽量のり枠工

受注者は、軽量のり枠工（金属、木材、合成樹脂材等）の施工については、のり枠の格部材をのり面になじみよく据え付け、ボルト、連結金具等で緊結し、かつ、移動しないようアンカーピン又は杭等で斜面に堅固に固定しなければならない。

3-18-4 プレキャストブロックのり枠工

1. 受注者は、プレキャストブロックのり枠工の運搬、移動、組立に際しては、衝撃を与えないようにしなければならない。
2. PC法枠工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 3-4-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板）](#)の規定によるものとする。

3-18-5 現場打のり枠工

現場打のり枠工における型枠及びコンクリートの打設に当たっては、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート](#)の規定によるものとする。

3-18-6 現場吹付のり枠工

1. 受注者は、現場吹付のり枠工の施工に当たって、型枠鉄筋のプレハブ部材をのり面になじみよく据え付け、所定のアンカーピンを用いて、堅固に固定しなければならない。なお、アンカーピンの打込み後、必要に応じてセメントミルク、モルタル等で間隙を充填しなければならない。
2. 受注者は、現場吹付のり枠工の施工に当たって、型枠鉄筋のプレハブ部材を運搬、設置及びモルタル等の吹付作業中、たわみや変形を生じないように取り扱いなければならない。

3. 現場吹付のり砕工における鉄筋の取扱いについては、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 第7節鉄筋工](#)の規定によるものとする。
4. 受注者は、法砕工の両端部の仕上げについては、地山となじみよく施工しなければならない。
5. 受注者は、モルタル等の吹付け作業の後、硬化する前に吹付けカスの除去、整形を行わなければならない。

第19節 アンカー工

3-19-1 適用

アンカー工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第6編 2-14-6アンカー工](#) 及び [第6編 3-4-7抑止アンカー工](#) の規定によるものとする。

3-19-2 一般事項

1. 受注者は、グラウトは、緊張時又は設計荷重作用時に所定の強度を有する品質のものを使用しなければならない。
2. 受注者は、加工された引張り材については、試験によってその品質が保証されたものを使用しなければならない。
3. 受注者は、アンカー頭部に用いる台座、支圧板及び締付け金具については、所定の機能と十分な強度を有し、有害な変形を生じないものを使用しなければならない。
4. 受注者は、アンカー工の施工に当たっては、地盤条件、周辺環境、工事の安全、公害対策等を検討して施工計画を作成し、監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、一次注入は、アンカー体が所定の位置に完全な状態で形成されるように実施しなければならない。
6. 摩擦抵抗型アンカーの一次注入は、加圧することを原則とする。
7. 受注者は、アンカー体造成後の削孔間隙の充填又は防食などのために行う二次注入については、アンカーの機能を損なわないように実施しなければならない。

第20節 擁壁工

3-20-1 井桁ブロック工

井桁ブロック工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-15-4井桁ブロック工](#) の規定によるものとする。

第21節 補強土工（盛土補強工）

3-21-1 適用

盛土補強工の施工については、本節に定めるもののほか、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 2-3-4盛土補強工](#) の規定によるものとする。

3-21-2 一般事項

1. 受注者は、現地発生材を盛土材とする場合は、表土や草根類が混入しないように除去

しなければならない。

2. 受注者は、補強材及び壁面材を仮置する場合は、水平で平らな所を選び、湾曲しないようにするとともに、地面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。
3. 受注者は、補強材は、設計図書に従い設置し、折り曲げたり、はねあげたりしてはならない。
4. 受注者は、壁面材の組立に先立ち、適切な位置及び間隔に基準点や丁張を設け、壁面材の垂直度を確認しながら施工しなければならない。異常な変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、監督員と協議しなければならない。
5. 受注者は、盛土材の1層の敷均し厚は、所定の締固め度が確保でき、締固めの仕上がり面が補強材の埋設位置の高さとなるように定め、施工しなければならない。
6. 受注者は、壁面付近のまき出し、敷均し作業は、各補強土工法のマニュアルに基づき行わなければならない。

第22節 地盤改良工

3-22-1 適用

地盤改良工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第7節地盤改良工](#)の規定によるものとする。

第23節 工場製品輸送工

3-23-1 適用

工場製品輸送工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第8節工場製品輸送工](#)の規定によるものとする。

第24節 構造物撤去工

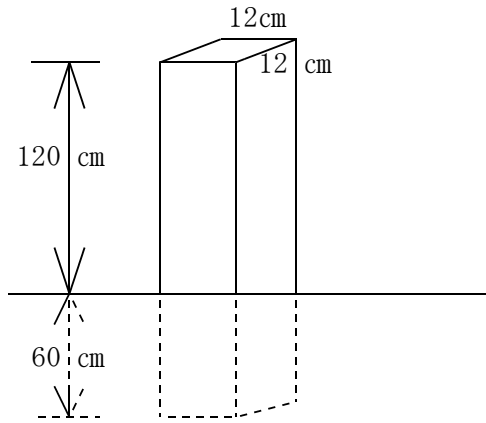
3-24-1 適用

構造物撤去工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第9節構造物撤去工](#)の規定によるものとする。

第25節 標柱工

3-25-1 一般事項

1. 治山工事において、標柱工で使用する標柱の寸法及び記載事項は次を標準とし、材質は石材又はそれと同等以上で折損に耐えうるものとしなければならない。
2. 表面には「平成 年度〇〇〇〇事業施行地 岡山県」と記載する。(〇〇〇〇には、復旧治山、予防治山、保安林改良等の事業名を記載)
また、裏面には「施行面積 〇〇 ha」と記載する。



第26節 仮設工

3-26-1 一般事項

仮設工の一般事項については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-1 一般事項](#)の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 受注者は、仮設工の施工に伴い生じた建設副産物については、本編第1章及び第2章に定める工事現場発生品、建設副産物及び根株・末木枝条の規定により適切に処理しなければならない。

3-26-2 工事用仮設道路

工事用仮設道路の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-2 工事用道路工](#)の規定によるものとする。

3-26-3 仮締切工

仮締切工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-5 土留・仮締切工](#)の規定によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 受注者は、仮締切工の施工に当たっては、施工現場及び周囲の状況等を十分考慮し、適切な位置に施工しなければならない。
- (2) 受注者は、流量、水圧、降雨時の増水の程度等を十分検討し、施工しなければならない。
- (3) 受注者は、河川管理施設、許可工作物及び溪岸等に対する局所的な洗掘等をさけるよう施工しなければならない。
- (4) 受注者は、土のうを用いる場合は、中詰め材料に草木、根株その他腐食物及び角の立った石礫等が混入しないようにしなければならない。
- (5) 受注者は、土のうに木杭等を打ち込む場合は、土のうの中心を貫通するよう打ち込まなければならない。
- (6) 受注者は、土のうを積み上げる場合は、特に指定がない限り小口を正面とし、所定の勾配によって積み上げなければならない。
- (7) 受注者は、土砂を用いる場合には、[本章 第3節 3-3-5 盛土工](#)の規定によるものとし、シート等を用いて漏水の防止に努めなければならない。

3-26-4 水替工

水替工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-7水替工](#)の規定によるものとする。

3-26-5 仮水路工

仮水路工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-11仮水路工](#)の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 受注者は、仮水路工は、工事期間中の流水を安全に流下させる規模構造としなければならない。

3-26-6 残土受入れ施設工

受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

3-26-7 足場工

1. 受注者は、足場設備は、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。
2. 受注者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないよう関連法令に基づき、手すりなどの防護工を行わなければならない。
3. 受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、交通の障害とならないよう、必要に応じて板張防護、シート張り防護などを行わなければならない。
4. 受注者は、シート張り防護の施工に当たっては、ボルトや鉄筋などの突起物によるシートの破れ等に留意しなければならない。

3-26-8 型枠及び支保工

型枠及び支保工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第1編 第3章 第8節 型枠・支保](#)の規定によるものとする。

3-26-9 作業構台工

1. 受注者は、作業構台については、設置する工事用機械、構台上に仮に置く資材及び作業員等の重量に対し、十分余裕をもって耐えられる構造・規模としなければならない。
2. 受注者は、作業構台については、落下転落防止の安全柵を設けるとともに、作業床の最大積載荷重を定め、作業構台の見やすい場所に表示しなければならない。

3-26-10 ケーブルクレーン架設

1. 受注者は、ケーブルクレーンの施工に当たっては、つり荷荷重を考慮した適切な施設構造とするとともに、過積載とならないよう十分考慮しなければならない。
2. 受注者は、ケーブルクレーンの施工に当たっては、関係法令を遵守しなければならない。

3. ケーブルクレーンの運転は、運転に必要な安全教育を受けた者が行わなければならない。
4. 受注者は、ウィンチの設置については、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 主索直下、作業索の内角とならない場所に設置する。
 - (2) 落石、出水などの被害を受けない場所に設置する。
5. 受注者は、標示及び標識を作業現場の見やすい位置に設置しなければならない。
6. 受注者は、支柱の作設にあたっては、まず第一に安全上の見地から、使用される支柱や伐根等が十分な強度を有するものを使用しなければならない。
7. 受注者は、ガイドブロックの取り付けに当たっては、支柱の損傷及び折損の防止のために、あて木を使用し、台付けロープを腹一回以上巻き、両端のアイ部に取り付けなければならない。また、台付ロープの強度及び夾角を適正なものとしなければならない。内角に立ち入る必要がある箇所ではワイヤーロープ、ガイドブロックの飛来防止対策を講じなければならない。
8. 受注者は、ガイラインの取り付けに当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) ガイラインはゆるみのないように2本以上張り、各ブロックの取り付け位置より上部になるように取り付ける。
 - (2) ガイラインを張る方向は、支柱に対する角度によって決め、主索の前方向と後方角を見定めて適正に取り付ける。
 - (3) 真上から見た主索の固定方向に対するガイラインの角度は、原則として30度以上とし、柱に対するガイラインの角度は45度以上60度以下とする。
 - (4) ガイラインを立木や根株に固定する場合は、2回以上（腹2巻）巻きつけた上、クリップ等を適切に使用し、確実に取り付ける。
9. 受注者は、サドルブロックの取り付けにあたっては、荷下ろし盤台に対し、スカイラインが必要十分な高さを保ち得る位置に取り付けなければならない。
10. 受注者は、向柱には、ウィンチのドラムから出る全ての作業索が通過し、これらの作業索に働く張力によって複雑な荷重がかかるので、ガイラインの取り付け方向や本数を良く検討しなければならない。
11. 受注者は、ケーブルクレーンの主索については、荷重に耐えられる太さのものを使用しなければならない。
12. 受注者は、ワイヤーロープの廃棄については、諸法規に基づき、適正に行わなければならない。
13. 受注者は、主索を張り上げた際には、必ずその緊張度を調べ中央垂下比が適正值であることを確認しなければならない。また、主索の緊張度は作業中に変化することがあるので、使用期間中に必要な場合において、点検を行い緊張度を確かめ、変化が生じた時に適宜緊張力を調整し、常に適正な緊張度を保つようにしなければならない。

3-26-11 モノレール

1. 受注者は、モノレールの設置にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。
2. 受注者は、レールについては、道路などと適切な距離を保つと共に、機体が通行人などに接触しないように設置しなければならない。

3. 受注者は、分岐点を設ける位置は、できるだけ平坦な場所としなければならない。
4. 受注者は、レールの傾斜角、支柱間隔についてはメーカーの定める基準等を参考に、適切なものとしなければならない。
5. 受注者は、支柱には、地圧盤を装着し、原則として岩に達するまで打ち込みをし、地層条件により岩に達しない場合は、十分な支持力を有する構造としなければならない。
6. 受注者は、モノレールの運行や作業を始める前に、モノレールの運行時間や乗降位置などを定めた運行計画を作成しなければならない。特に定めのある場合を除き、運行計画を監督員に提出するとともに、これに従って作業を行わなければならない。また、運行計画の内容を現場作業者に周知しなければならない。
7. 受注者は、モノレールの発進や停止、危険を知らせるための合図の方法をあらかじめ定め、現場作業者に周知させるとともに、実際に作業前に合図の確認を行わなければならない。
8. 受注者は、モノレールの発進や停止、危険を知らせるための合図の方法をあらかじめ定め、現場作業者に周知させるとともに、実際に作業前に合図の確認を行わなければならない。
9. 受注者は、レール・支柱の点検整備は、支柱の沈下や横揺れ、レールの歪や磨耗、レールジョイントの損傷、ボルトの緩みなどに注意して行い、これらに異常が認められた場合は補強、修理、交換を行わなければならない。

3-26-12 防塵対策工

防塵対策工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-17 防塵対策工](#)の規定によるものとする。

3-26-13 防護施設工

防護施設工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-19 防護施設工](#)の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定に当たっては、落石及び飛散物等の周辺への影響がないように留意しなければならない。
- (2) 受注者は、民家又は公共施設に近い現場の施工において、重機等を使用するなど騒音等の防止を図る必要がある場合は、監督員と協議するとともに、必要に応じて防音対策を行わなければならない。

3-26-14 除雪工

除雪工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-10-20 除雪工](#)の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 受注者は、除雪による雪等は森林等に影響を与えないように処理しなければならない。